

社団法人日本水産学会細則改正

(1) 「永年会員」制の採用

| 現 行 | 改 正 |
|---|--|
| <p>第1条</p> <p>2 正会員および学生会員は（中略）所属する。</p> <p>3 会員が（中略）ならない。</p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成14年4月3日一部改正。）</p> | <p>第1条</p> <p>2 正会員および学生会員は（中略）所属する。</p> <p>3 <u>正会員のうち、会員歴45年以上でかつ満75歳以上の者は本人の申し出により理事会が永年会員に認定し、会費を納めることを要しない。</u></p> <p>4 会員が（中略）ならない。</p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成14年4月3日一部改正。<u>平成15年4月3日一部改正。</u>）</p> |

(2) 論文賞授賞規定新設

| 現 行 | 改 正 |
|--|---|
| <p>第27条 編集委員会は委員長・副委員長を含む編集委員30名以内をもって構成し、学会誌に掲載する報文の原稿の審査を行うほか、英文誌の編集発行に関する業務を担当する。</p> <p>第46条 受賞者の決定は別に定める授賞規定により学会賞選考委員会が選考し、その推薦にもとづき理事会の議を経て会長が行なう。</p> <p>第47条</p> <p>第48条</p> <p>第49条</p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成14年4月4日一部改正。）</p> | <p>第27条 編集委員会は委員長・副委員長を含む編集委員30名以内をもって構成し、学会誌に掲載する報文の原稿の審査と英文誌の編集発行に関する業務を担当するほか、<u>日本水産学会論文賞の選考を行なう。</u></p> <p>第46条 <u>日本水産学会賞の受賞者の決定は別に定める授賞規定により学会賞選考委員会が選考し、その推薦にもとづき理事会の決定の議を経て会長が行なう。</u></p> <p>第47条 <u>この法人に日本水産学会論文賞をおく。</u></p> <p>第48条 <u>日本水産学会論文賞の決定は別に定める授賞規定により編集委員会が選考し、その推薦にもとづき理事会の議を経て会長が行ない、論文著者の代表者に授与する。</u></p> <p>第49条</p> <p>第50条</p> <p>第51条</p> <p>（昭和46年5月15日一部改正。（中略）平成14年4月4日一部改正。<u>平成15年4月3日一部改正。</u>）</p> |